

# 税務大学校との 共同研究の概要

国税庁

# 税務大学校との共同研究の概要及び使用するデータ

## ● 共同研究の概要

- ・ 国税庁では、我が国の税・財政政策の改善・充実等に資する統計的研究を実施する方を公募します。
- ・ 研究に当たっては、税務大学校職員との共同研究を前提に、国税庁の保有する行政記録情報（以下「税務データ」という。）を利用した分析等を行うことができます。
- ・ なお、税務データの情報は、秘密の保護が強く求められるものであるため、個票データを利用する場合は、税務大学校の任期付き職員（国家公務員）に任用され、国家公務員法等の守秘義務が課されることとなります。

## ● 共同研究において使用するデータ

- ・ 共同研究において使用するデータは、原則として国税庁が指定するものとなります。
- ・ 共同研究のテーマに応じて、公募の際にサンプルのデータセットを提示します。

### 税務データのイメージ例（申告所得税）

個票レコード	年分	基本情報(抜粋)		収入(抜粋)		所得(抜粋)		所得控除(抜粋)		税額(抜粋)
		共同研究用 識別番号	所管局署	不動産収入	給与収入	不動産所得	給与所得	医療費控除	扶養控除	第3期納税額
個票データ #1	2014年 ⋮ 2020年									
個票データ #2	2014年 ⋮ 2020年									
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
個票データ #22,000,000	2014年 ⋮ 2020年									

# 共同研究開始までの流れ

## ● 共同研究開始までの手順の流れ

- 共同研究を希望される方は、研究テーマの公募期間中に応募書類等を作成した上で、国税庁に電子メールで提出してください。
- 応募書類の内容について、有識者会議の審査、国税庁の審査及び所定の利用手続等を経て、共同研究の開始となります。
- なお、個票データを利用する場合は、共同研究の開始に当たり、税務大学の任期付き職員（国家公務員）に任用され、国家公務員法等の守秘義務が課されることとなります。
- 共同研究の開始は、8月上旬を予定しており、研究期間は原則3年間となります。（第5期までは原則2年間です。）
- 詳細は、国税庁ホームページに掲載のガイドライン等をご覧ください。

## 共同研究開始までのフロー

